



国の子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) を支給します

政府は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することを決定しました。

これに伴い、松戸市では以下のとおり対象者に給付金を支給いたします。

●支給対象者

ひとり親で令和3年度に高校3年生相当までの児童及び20歳未満の障害児で、以下のいずれかに該当する者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている

●支給対象児童見込み数 4,088人(2,684世帯)

●給付額 児童1人当たり一律5万円

●予算額 ※令和3年4月8日(木)付専決処分

事業費 2億440万円

事務費 679万6千円

合計 2億1,119万6千円(事業費・事務費とも全額国庫負担)

●支給予定日 支給対象者①には5月11日(火)に支給予定(申請不要)
支給対象者②③には4月28日(水)より申請を受け付け、随時支給。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市子ども部子育て支援課児童給付担当室

☎047-366-3127 FAX047-710-3766

✉ mcjidoukyuu@city.matsudo.chiba.jp